

○建築基準法施行令第百十五條第一項第一号から第三号までの規定を適用しないことにつき防火上支障がない煙突の基準を定める件

(昭和五十六年六月一日)

(建設省告示第千九十八号)

改正 平成一二年 五月三〇日建設省告示第一四〇四号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百十五條第二項の規定に基づき、同條第一項第一号から第三号までの規定を適用しないことにつき防火上支障がない基準を次のように定める。

建築基準法施行令第百十五條第一項第一号から第三号までの規定を適用しないことにつき防火上支障がない煙突の基準を定める件

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第百十五條第一項第一号又は第二号の規定を適用しないことにつき防火上支障がないものとして定める基準は、次に掲げるものとする。

一 煙突(ボイラーに設ける煙突を除く。以下同じ。)が、次のイからハまでの一に該当するものであること。

イ 換気上有効な換気扇その他これに類するもの(以下「換気扇等」という。)を有する火を使用する設備又は器具に設けるものであること。

ロ 換気扇等を有するものであること。

ハ 直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物(以下「廃ガス等」という。)を直接屋外に排出することができる火を使用する設備又は器具に設けるものであること。

二 廃ガス等が、火粉を含まず、かつ、廃ガス等の温度(煙道接続口(火を使用する設備又は器具がバフラーを有する場合においては、その直上部)における温度をいう。以下同じ。)が、二百六十度以下であること。

三 木材その他の可燃材料(以下「木材等」という。)が、次に掲げる位置にないこと。

イ 先端を下向きにした煙突にあつては、その排気のための開口部の各点からの水平距離が十五センチメートル以内で、かつ、垂直距離が上方三十センチメートル、下方六十センチメートル以内の位置

ロ 防風板等を設けて廃ガス等が煙突の全周にわたって吹き出すものとした構造で、かつ、廃ガス等の吹き出し方向が水平平面内にある煙突にあつては、その排気のための開口部の各点からの水平距離が三十センチメートル以内で、かつ、垂直距離が上方三十センチメートル、下方十五センチメートル以内の位置

ハ 防風板等を設けて廃ガス等が煙突の全周にわたって吹き出すものとした構造で、かつ、廃ガス等の吹き出し方向が鉛直平面内にある煙突にあつては、その排気のため

めの開口部の各点からの水平距離が十五センチメートル以内で、かつ、垂直距離が上方六十センチメートル、下方十五センチメートル以内の位置

第二 令百第十五条第一項第三号の規定を適用しないことにつき防火上支障がないものとして定める基準は、次に掲げるものとする。

一 廃ガス等の温度が、二百六十度以下であること。

二 次のイからニまでの一に該当すること。

イ 煙突が、木材等から当該煙突の半径以上離して設けられること。

ロ 煙道の外側に筒を設け、その筒の先端から煙道との間の空洞部に屋外の空気が有効に取り入れられるものとした構造の煙突で防火上支障がないものであること。

ハ 厚さが二センチメートル以上の金属以外の不燃材料で有効に断熱された煙突の部分であること。

ニ 煙突の外壁等の貫通部で不燃材料で造られためがね石等を防火上支障がないように設けた部分であること。

三 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、金属以外の不燃材料で覆うこと。

第三 令百第十五条第一項第一号から第三号の規定を適用しないことにつき防火上支障がないものとして定める基準は、次に掲げるものとする。

一 第一第一号に適合するものであること。

二 廃ガス等が、火粉を含まず、かつ、廃ガス等の温度が、百度以下であること。

三 煙突が延焼のおそれのある外壁を貫通する場合にあつては、煙突は不燃材料で造ること。ただし、外壁の開口面積が百平方センチメートル以内で、かつ、外壁の開口部に鉄板、モルタル板その他これらに類する材料で造られた防火覆いを設ける場合又は地面からの高さが一メートル以下の開口部に網目二ミリメートル以下の金網を設ける場合にあつては、この限りでない。

附 則 (平成一二年五月三〇日建設省告示第一四〇四号)

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。